

対象となる空き家は

建物の倒壊や破損により、敷地外で人の生命・身体・財産に被害を及ぼす恐れがある

10月
から施行

「川口市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました

生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進するため、空き家所有者の管理責任を明確にして、管理不全な場合、適正な管理を促します。

樹木の繁茂などで、周囲の生活環境に支障を及ぼしている

侵入者による、火災や犯罪を誘発する恐れがある

このような空き家があったら、市に情報提供をお願いします

空き家とその敷地の適正な管理は、所有者の責任です！

建物の倒壊や、物の落下などで近隣の家屋や通行人に被害を及ぼした場合、所有者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。



市の対策

実態調査

市民からの情報提供を受け、空き家の状況や所有者を調査します。

助言・指導

実態調査に基づき、所有者に助言します。また、改善期限を示して指導を行います。

勧告

助言や指導をしても状況が改善しないときは、改善期限を示して勧告を行います。

命令

所有者が正当な理由なく勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命令します。

公表

所有者が正当な理由なく命令に従わないときは、意見を聞いた上で、所有者の住所・氏名・空き家の所在地・命令の内容を公表します。

※行政指導などによる改善期限は、空き家の管理不全な状態に応じて、それぞれ目安として1カ月から3カ月程度とします。
また、助言の期間は最長6カ月程度とします。(記載の目安は所有者が判明した場合のものです。)
※条例の詳細は、防犯対策室のホームページでご覧になれます。